

2018年度シニア（60歳以上）サッカーリーグ運営要項

第1条 この運営要綱は平成30年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のシニア（60歳以上）サッカーリーグについて定めたものである。

第2条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ運営責任者（シニア委員長）
2. チーム運営委員（各チームより1名選出する。）

第3条 業務分担

リーグ運営委員会は、リーグ戦実施に係る取りまとめ、試合結果のとりまとめ、記録の成・報告及びリーグ運営要綱の改正等の業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

第4条 会議

1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。
2. リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し意義がある場合は、シニア委員会に審議を要請することができる。この場合、シニア委員会の決定事項に従わなければならない。

第5条 参加チームと参加資格

1. 参加チームは（公財）日本サッカー協会にシニア加盟登録した茨城県のチームで構成する。
2. 1960年（昭和35年）4月1日以前生まれで、2020年4月1日で満60歳になっているもので、2018年度（公財）日本サッカー協会登録選手とする。

第6条 新規加盟

リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、途中からの参加は原則として認めない。

第7条 組み合わせ及び日程

1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
2. リーグ日程は、原則5月から6月末迄に前期日程を終了させる。
3. 後期日程は、原則9月から10月末までに終了させる。

第8条 リーグ戦方式

リーグ戦の方式については、次のとおりとする。

- ・ 前期・後期共総当たり1回戦を行う。
- ・ 試合時間：リーグは40分（20分ハーフ）とする。
- ・ ハーフタイムのインターバルは5分とする。（前半終了から後半開始まで）
- ・ 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた、2018第5回茨城県シニア（60歳以上）リーグメンバー表兼登録用紙に記載されている選手とする。

第9条 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。

- ・ 勝利チーム：3点
- ・ 引き分け：1点
- ・ 敗戦チーム：0点

なお、チームが棄権した場合は、0-3で敗戦処理するものとする。

第10条 試合球

1. 試合球は（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会で準備する。
2. 試合球は、モルテン製『ウァンタジオ 3050』とする。

第11条 眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第12条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始30分前に2018第5回茨城県シニア（60歳以上）リーグメンバー表兼登録用紙3部及び選手証（写真付）をリーグ運営本部に提出する。
2. 選手証（写真付）を持参していない選手の試合出場はできない。（※）記載事項を検討します。

第13条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の1試合を出場停止とする。それ以降の処置については、シニア委員会で決定する。
2. 未登録選手及び他チームの登録選手を試合起用した場合は、シニア委員会で処分を決定する。
2. 累積警告が2回となった選手は、次の1試合に出場できない。

第14条 順位の決定

前期リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) 当該チームの対戦成績で勝利したチームが上位
- 2) ゴールディファレンス（総得点－総失点）が多いチーム
- 3) 総得点
- 4) 前項によりなお同一であり、かつ順位の決定をする場合（第1位のチームまたは第2位のチーム）は、リーグ運営委員会が決定戦を実施する。決定戦は、1回行い、時間内に決定しないときは10分の延長を1回行う。なお、決しないときはPK戦で決定する。また、それ以外の順位を決定する必要がある場合は、シニア委員会で抽選により決定する。

第15条 責務

リーグ戦の結果により、次の義務を負う。

リーグ戦の優勝チームは当該年度のJFA全日本シニア0-60サッカー関東予選大会に出場する責務を負うものとする。なお、2位チームは次年度の関東シニア（60歳以上）サッカー選手権大会に出場する責務を負うものとする。

第16条 表彰

1. リーグ戦の成績に基づき（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。
 - ・ 1位チーム 賞状及び盾
 - ・ 2位チーム 賞状
 - ・ 3位チーム
2. 優秀選手
リーグ戦の1位チームの中で最も活躍した選手1名には、（公財）茨城県サッカー協会より賞状、盾を授与する。
3. 得点王

リーグ戦において最も得点した選手に、賞状、メダルを授与する。

第17条 罰 則

1. 以下の事項に該当する行為が発生した場合は、リーグ運営委員会は、処分を決定する。

- 1) 試合の棄権
- 2) チーム審判員の不履行及び遅刻

第18条 チーム運営委員

1. チーム運営委員は試合中、次の事項を行なう。

- ・ 試合結果及び警告を受けた選手名、退場選手名及びそれぞれの理由、得点者を別途定める「試合記録用紙」に記録する。
- ・ ゴミ等の処分が適切に終了していることを確認する。

第19条 補 則

1. 審判員の養成

チーム内には最低3名以上の有資格審判員を有すること。

2. GKの不測の交替時の対応（ユニフォームの取り扱いについて）

GKが反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手にGKがない場合、登録の選手に限りGKとしてプレーすることが出来る。この場合、それまでのGKのユニフォームを使用することが出来る。

3. トラブル及び運営面での疑問点

リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者へ問い合わせをすること。

4. 試合の棄権について

棄権試合を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。

(付 則)

1. この要項は、平成30年4月13日より施行する。